

【注意喚起】ダルエスサラーム市内におけるタクシーの利用について

●ダルエスサラームで発生したタクシー強盗被害を踏まえ、タクシーの利用について情報をまとめました。

タンザニア在留邦人の皆様並びに短期渡航者の皆様へ

1 当地ダルエスサラームを訪れた短期渡航者（旅行者と思われる）邦人から、いわゆる流しのタクシーに乗ったところ、途中で運転手の仲間が乗ってきて、目的地とは違う場所に連れて行かれ、現金や貴重品を奪われ、ATMでカード限度額まで下ろすように脅されて現金等を奪われる被害報告を複数受けました。

タンザニアにおいても、コロナ禍の終焉から旅行者が戻りつつあり、北部キリマンジャロ周辺、アルーシャや各地のサファリ、ザンジバルを訪れる邦人旅行者が増えてきています。

旅行者にとって信頼できる移動手段確保は、大変重要であることから、タンザニア滞在時における、タクシーの利用について注意点をまとめました。参考にいただければ幸いです。

2 当地のタクシーは、登録地域によって種類がありますが、タクシーは企業の運営によるものではなく、ラトラ（LATRA）といわれる事務所への登録制となっており、ほとんどが個人経営になります。

つまり、万が一トラブルに遭遇しても、車体の色から雇用主である企業を追求することはできず、個人事業主である運転手を探すことになります。警察へ被害届をだすには、ナンバープレートなど特定情報が必要です。

タクシーなどの商用車は白ナンバーです。黄色ナンバーの車はタクシー営業ができません。登録地域によって、デザインが違いますが、白地に緑色のラインがはいったものや、白地に黄色のラインがはいったもの。そして白地のみというのが一般的です。

タンザニアでタクシーを利用する場合は、乗車前に行き先までの料金をあらかじめ交渉してください。基本的にチップは不要ですが、まれに求められることもあり、一般的には500～2000シリングのお釣りの程度です。

3 空港から市街地まで、旅行者が移動する手段はタクシーが主になりますが、空港構内で客を待つタクシーは、空港事務所への登録が義務づけられています。個人旅行者の一部は、少しでも安価にと、空港構内で待機するタクシーではなく、空港の敷地外で待機する車に声をかける例があるようです。わざわざ登録されていない車を利用するのは、それ相応のリスクがあることを理解してください。

前述のとおり、トラブルになった場合の特定が困難になりますので、お勧めできません。

4 先日お送りしたメールでは「BOLT」というアプリの利用をお勧めしました。このアプリは登録しているタクシーを、アプリ内の地図で自分の位置から指定した場所への料金が明確になっており、料金以外のチップなどを求められる心配が減るほか、利用したタクシーの運転手名（人定）、携帯電話番号が判明しているため、事後、問題が起きても対応しやすい仕様です。

BOLTのアプリではタクシーの他、バジャージと言われる三輪タクシーやボダボダと言われるバイク（後部座席）が利用可能です。

しかし、バジャージとボダボダは、乱暴な運転による事故が多く、バジャージの事故では、ドアが無いことから、利用者が外（路上）に放り出され大けがをする例があり大変危険です。ボダボダはヘルメットを装着しないことから大けがに繋がります。極力利用は避けてください。

現在利用できるアプリは、「BOLT」の他「UBER」があります。一時的にUBERは利用できませんでしたが、2023年1月から利用可能となりました。

上記アプリの利用では、登録しているタクシーが呼び出しに応じて来る仕様になっています。したがって同じデザインのタクシーが呼び出しに応じる訳ではありません。

5 当地タンザニアにおいてタクシーを利用する場合は、必ず上記アプリの利用、もしくはホテルや業者に依頼し、より安全な車と運転手を手配するようにしてください。

<在タンザニア日本国大使館ホームページ>

「タンザニアにおける安全の手引き」

https://www.tz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate_seikatsu.html

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願い致します。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

（問い合わせ先）

在タンザニア日本国大使館

EMBASSY of JAPAN in TANZANIA

住所 : Plot No. 1018, Ali Hassan Mwinyi Road, P.O. Box 2577, Dar es Salaam,
United Republic of TANZANIA

電話 : +255-22-2115827/9

領事窓口時間 : 07:30 - 12:30 / 13:30 - 16:30

査証窓口時間 : 08:30 - 12:30

ホームページ : http://www.tz.emb-japan.go.jp/index_j.htm